

## 地方自治の尊重を求める意見書

参議院憲法審査会によると、「憲法の本質は、地域住民により地域のことが決められるという原則を尊重していこうというもの」である。

沖縄県においては、先の戦争で本土防衛の捨て石とされ、戦後日本の独立と安全の担保としてサンフランシスコ講和条約により祖国日本から切り離され、無権利なまま27年間外国の支配下におかれた。

1972年沖縄の努力と悲願がかなって「祖国復帰」を果たしたと思いきや、「核抜き本土並み米軍基地」の願いは無残に潰され、本土の米軍基地が続々と沖縄に移転され、1972年段階で日本全体の50%だった米軍基地面積は近年75%にも膨れ上がった。

普天間基地の危険性も1972年当初から格段に増加した。しかし中央政府は自らその除去に取りかかったことは一度たりとてなく、1995年の米兵3人による12歳の少女暴行事件を機にようやく重い腰をあげたかに見える。しかし、その内実は沖縄県内の名護市大浦湾に新米軍基地を設置するものである。しかもその基地は運用年数40年、耐用年数200年という沖縄県民にはとうてい受け入れがたいものである。

故に沖縄県民は2014年の新米軍基地該当市名護市の市長選、沖縄県知事選、衆議院議員選小選挙区のすべてにおいて、「辺野古新基地建設反対」を公約する候補者を選んだ。辺野古への新基地建設に反対する沖縄県民の民意は明白である。

中央政府は、法の本質にもとづく地方自治法を尊重し、この民意を無視することなく最大限の考慮を払うべきである。「軍事と外交は国の専管事項」を口実に、一県「140万住民の福祉」を脅かしていいはずがない。普天間基地は輸送部隊である海兵隊が時々駐留するだけであり、無条件で閉鎖しても沖縄本島における米軍基地の2%にもみえない基地が閉鎖されるだけで、日本の安保体制になんら影響も与えない。

住民の蒙る基地被害を70年間も放置しておいて今更「代替基地を」と言われても、県民は承服しようがない。しかも新米軍基地予定地の辺野古・大浦湾は日本でも有数の生物多様性に富む、県民の財産ともいえるべき美しい海である。

日本は独立国家であり、近代国家の礎となる法と民主主義を最も大事にする国のはずである。地方自治を尊重し、地元住民の了解なしの外国軍の新基地建設を進めるといふ野蛮なこともするはずがない。日本国の名誉にかけてこの礎を守るべきである。

よって、本市議会は国及び政府に対し、地方自治を守る立場から、下記のことを強く要望する。

記

1. 沖縄県民の民意を踏まえ、沖縄県と真摯な話し合いを行うこと。
2. 絶対多数の沖縄県民の承認が得られない限りは、辺野古の新米軍基地建設工事を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

**採決結果**  
**平成28年3月23日 原案否決**

泉南市議会